

建設キャリアアップシステムの普及・定着について

令和 8年 1月

国土交通省 中部地方整備局

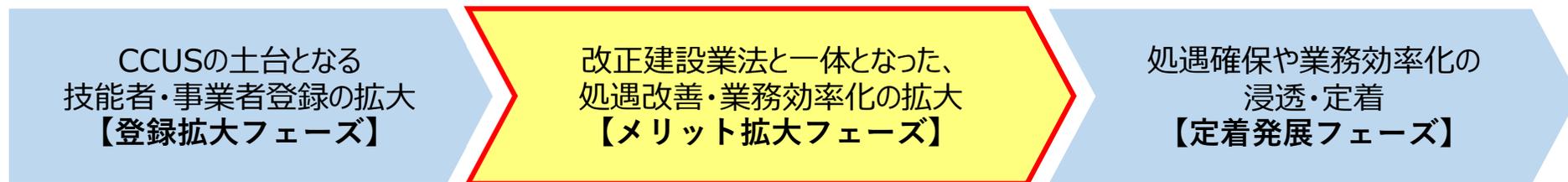
建政部 建設産業課

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

<令和6年7月24日公表>

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

今後の協議会重点課題(総括)

- 建設業における今後の担い手確保のため、適正な水準の労務費の確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大や、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要がある。
- 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する働き方自己診断チェックリストの活用を促進し、適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける必要がある。
- 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる電子申請方式が今年度からCCUSと完全連携されたことも踏まえ、その更なる利用促進を図るとともに、証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要がある。
- 改正建設業法の趣旨を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いに向けた取組を進めるとともに、法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底して いく必要がある。

取組内容

- ① 建設キャリアアップシステムの利用拡大
- ② 建設業の一人親方対策の推進
- ③ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進
- ④ 適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い（賃上げ）の推進

【1. 建設キャリアアップシステムの利用拡大】

<課題・共通認識>

- 建設業における今後の担い手確保のため、CCUSの登録及び活用を推進し、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を継続する必要があります。
- そのためには、元請企業において工事現場でカードリーダーを設置する等により、**建設労働者が就業履歴を蓄積できる環境整備を行うことが不可欠**です。各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

<建設業者団体>

- 元請企業におかれましては、積極的に**CCUSの環境整備を行っていただく**とともに、工事現場で従事する建設労働者に対しカードリーダーへのタッチ等が適切に行われるよう、日々の朝礼等を通じて工事現場での周知徹底をお願いします。
- CCUSを活用した「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が令和7年12月に創設されましたので、本制度への参加をご検討ください。
- なお、今年の7月から自主宣言を行った企業は、経審での加点が受けられるよう本省にて見直しが進められていますので、自主宣言制度を普及・拡大させることで、さらなるCCUSの活用、定着が期待されます。

[建設技能者を大切にする企業の自主宣言](#)



<QRコード>



宣言企業（所在地ベース） R8.1.23現在
岐阜県 3社、静岡県 12社
愛知県 9社、三重県 12社、全国 508社

<行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 地方公共団体におかれましては、CCUS活用のための必要な条件整備を講じていただくとともに、**管内市町村に対しても制度の適正履行の確保等について積極的な働きかけ**をお願いします。

※中部地整管内の県、政令市のCCUSの活用状況は、P10、11を参照、市町村のCCUSの活用状況は、P12を参照

<民間発注者団体>

- 国土交通省及び建設業界を挙げて、CCUSを建設業界共通の制度インフラとし、**公共工事・民間工事を問わず、民間発注工事においても、元請事業者及び下請事業者によるCCUSの活用や、工事に従事する技能者カードを利用できる環境整備が図られるよう、元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮**をお願いいたします。

【2. 建設業の一人親方対策の推進】

<課題・共通認識>

○社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が懸念**されています。

こうした状況を踏まえ、令和6年6月20日に開かれた建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会で「一人親方の取組に関する申合せ」が採択されました。

※【参考】 [一人親方の取組に関する申合せ](#) <QRコード>



○過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、**規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し**、各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組を実施していただきますようお願いいたします。

※【参考】 [社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン](#) <QRコード>



<行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

○元請企業（受注者）に対して、下請締結時に下請企業への確認事項を周知するとともに、一人親方の就労状況を確認する際には、社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン「**働き方自己診断チェックリスト**」を活用し、その結果雇用契約が適切と考えられる場合には一人親方に対して雇用契約へ誘導するよう、働きかけをお願いします。

※【参考】 [働き方自己診断チェックリスト](#) <QRコード>



<建設業者団体>

○一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めているチェックリスト等の活用を拡大するものとし、**現行の活用率約2割を約5割に高める**ことを目指すようお願いいたします。

○チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方については、

- ・下請企業において、**雇用契約の締結（社員化）**が徹底されるようお願いいたします。
- ・元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の**現場入場を認めない取り扱い**とするようお願いいたします。

○下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するとともに、**下請企業と一人親方との書面契約を徹底**するようお願いいたします。

【3. 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進】

<課題・共通認識>

- 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる**電子申請方式が今年度からCCUSと完全連携**されたことも踏まえ、その更なる利用促進を図るとともに、証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要があります。
- 建退共制度の就労実績とCCUSに蓄積される建設労働者の就業履歴情報の相互との連携**が図られることによって、建退共制度の適正履行が確保されるとともに、建設労働者のさらなる処遇改善につながることを期待されます。そのため各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組をお願いします。

<建設業者団体>

- 元請企業は、できる限り、建退共制度関係事務を下請企業から受託し、建退共制度の適切な運用に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請企業に対して、建退共制度の趣旨の説明をお願いいたします。
- 電子申請方式については、証紙の受払や貼付に係る事務が不要であり、建退共制度の普及や適正履行の確保において課題となっていた**事務手続の煩雑さが軽減**されるなど、**建設労働者一人ひとりの就労実績に対する確実な掛金納付に資する**ものであることから、積極的な活用をお願いいたします。

<行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 地方公共団体におかれましては、建退共制度について受注者に対し引き続き周知徹底を行うとともに、管内市区町村に対しても制度の適正履行の確保について積極的な働きかけをお願いします。
- また、公共工事における建退共制度の適正履行を図ることは、建設労働者の雇用労働条件の改善はもとより、**公共工事発注機関による財源措置の適正処理の観点からも重要**であり、現在は従来の証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付の働きかけをお願いします。

<民間発注者団体>

- 現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される**建退共制度については、公共工事・民間工事を問わず適用**されますので、民間工事においても、共済契約者等において建設技能者が働いた日数に応じて掛金の納付等が適切に行われることが必要です。
- 建退共制度の掛金納付に係る受注者の費用は、**工事の施工に従事する建設労働者に係る必要経費**であり、工事の請負金額に適切に反映されるべきものと解され、**これらの費用を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれ**がありますので、建設工事を発注する際は、建退共制度の適正な履行が図られるようご配慮等をお願いいたします。

【4. 適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い（賃上げ）の推進】

<課題・共通認識>

- 改正建設業法の趣旨（労働者の処遇改善・働き方改革・生産性向上等）を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正賃金の確保に向けた取組を進めることが必要です。
- また、法定福利費に加え、安全衛生経費、建退共の掛金などの建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費を確保し、建設業の担い手を育成・確保していくことが必要不可欠です。そのため各構成員におかれましては、それぞれ以下の取組をお願いします。

<建設業者団体>

- 元請企業におかれましては、下請企業に対して見積依頼時に見積書に労務費、材料費、適正な施工を確保するために不可欠な経費として法定福利費、安全衛生経費、建退共の掛金を内訳明示するよう書面にて見積を依頼し、**下請企業から提出のあった見積書は内容を考慮、尊重して請負代金に反映**するようお願いいたします。
- 下請企業におかれましては、**元請企業へ提出する見積書に労務費、材料費、法定福利費、安全衛生経費、建退共の掛金（※1）明示**して、元請企業に提出するようお願いいたします。 ※1 見積書の作成者が証紙又はポイントを購入する場合

<行政関係機関（地方公共団体等の発注者）>

- 地方公共団体におかれましては、適正な水準の労務費の確保と賃金支払いの実効性を確保するためには、公共発注者は、入札金額に含まれる労務費について官積算の100%相当を確保する必要があります。
- そのため、官積算上の労務費と入札参加者が見積もった入札金額の内訳として記載される労務費との比較を行い、必要とされる労務費が確保されるよう確認をお願いします。

<民間発注者団体>

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和8年1月）においても、受注者は材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費など、それぞれの内訳を明示した見積書を作成し、**発注者はその見積書の内容を考慮するよう努めることが必要**発注する工事の建設作業を担う労働者に係る**法定福利費などを含む適正な積算に基づき予定価格を設定し、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注**を行っていただくことにつき、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別 (全 分 野) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

- 試算条件
- ・ CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 - ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
 - ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

能力評価分野	レベル1 (単位:万円)		レベル2 (単位:万円)		レベル3 (単位:万円)		レベル4 (単位:万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
電気工事	354	469以上	416	545以上	462	659以上	570	745以上
橋梁	479	684以上	498	761以上	637	870以上	714	934以上
造園	363	483以上	401	534以上	423	595以上	495	658以上
コンクリート圧送	431	582以上	473	654以上	480	708以上	608	794以上
防水	401	572以上	416	637以上	533	728以上	597	781以上
トンネル	534	762以上	555	848以上	709	969以上	795	1040以上
建設塗装	452	630以上	479	702以上	580	803以上	656	863以上
左官	407	570以上	430	633以上	522	719以上	592	778以上
機械土工	438	591以上	480	664以上	487	719以上	617	807以上
海上起重	439	592以上	482	665以上	490	721以上	618	809以上
PC	426	597以上	451	664以上	547	753以上	620	815以上
鉄筋	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
圧接	404	576以上	419	641以上	536	733以上	601	787以上
型枠	407	582以上	423	647以上	541	740以上	607	794以上
配管	340	450以上	399	523以上	443	632以上	547	715以上
鳶・土工	408	582以上	424	648以上	542	741以上	608	795以上
切断穿孔	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
内装仕上工事	473	675以上	491	752以上	629	859以上	705	922以上
サッシ・カーテン	415	593以上	431	660以上	552	754以上	618	809以上
エクステリア	412	578以上	436	642以上	529	728以上	600	788以上
建築板金	411	587以上	427	654以上	547	747以上	613	801以上
外壁仕上	411	573以上	435	638以上	528	730以上	597	785以上
ダクト	377	500以上	443	581以上	492	702以上	608	794以上
保温保冷	391	518以上	459	602以上	510	728以上	630	823以上

<注>

- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

能力評価分野	レベル1 (単位:万円)		レベル2 (単位:万円)		レベル3 (単位:万円)		レベル4 (単位:万円)	
	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値	標準値	目標値
グラウト	432	582以上	473	653以上	481	708以上	607	794以上
冷凍空調	351	466以上	413	541以上	458	654以上	566	740以上
運動施設								
基礎ぐい工事	385	523以上	418	587以上	440	641以上	547	714以上
タイル張り								
標識・路面標示								
消火設備	350	464以上	411	539以上	456	652以上	564	736以上
建築大工	436	623以上	453	693以上	580	792以上	650	850以上
ガラス工事	402	574以上	418	639以上	534	730以上	599	784以上
ALC								
土工	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
ウレタン断熱	391	518以上	459	602以上	510	728以上	630	823以上
発破・破砕	430	584以上	467	656以上	491	716以上	611	798以上
建築測量	407	582以上	423	647以上	541	740以上	607	794以上
圧入	442	601以上	482	674以上	507	737以上	628	821以上
さく井	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
解体	424	576以上	461	647以上	485	706以上	602	787以上
計装工事	353	468以上	415	544以上	461	658以上	569	743以上
土質改良	390	526以上	428	590以上	435	640以上	549	718以上
潜函	516	737以上	536	821以上	686	938以上	769	1006以上
住宅建築関連	370	516以上	392	575以上	475	657以上	537	706以上
石材施工	474	632以上	524	699以上	554	779以上	648	862以上
参考①特殊作業員	420	566以上	460	636以上	467	689以上	592	773以上
参考②普通作業員	375	506以上	411	568以上	417	615以上	529	691以上
全職種平均	408	555以上	446	623以上	472	685以上	584	763以上

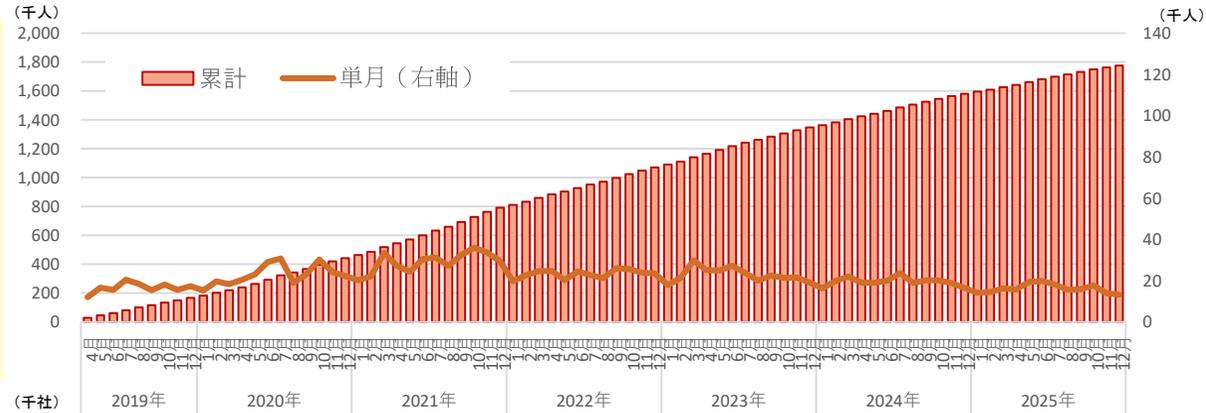
<注>

- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。
- ・ オレンジ着色部分は標本数が不足しているため年収を算定していない。

技能者の登録数

177万人が登録

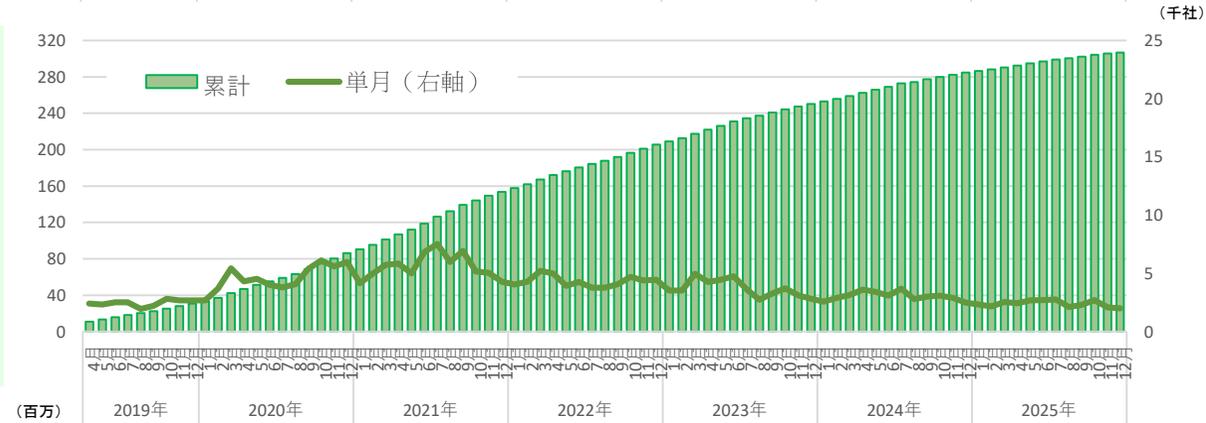
※労働力調査(R6)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

30.6万社が登録

※うち一人親方は10.6万社

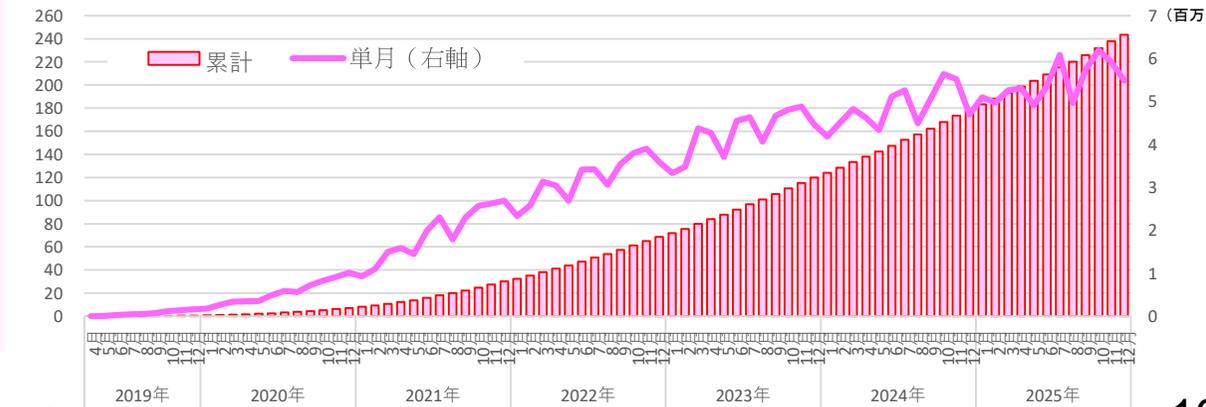


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 24,000万突破

※12月は549万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

都道府県別のCCUS登録状況(2025年12月末)

技能者（現住所）

No	都道府県	技能者登録数
1	北海道	92,438
2	青森県	22,723
3	岩手県	22,027
4	宮城県	49,183
5	秋田県	12,712
6	山形県	13,038
7	福島県	42,013
8	茨城県	37,022
9	栃木県	23,321
10	群馬県	23,124
11	埼玉県	119,589
12	千葉県	98,646
13	東京都	166,778
14	神奈川県	126,833
15	新潟県	28,291
16	富山県	15,053
17	石川県	17,118
18	福井県	12,401
19	山梨県	10,422
20	長野県	23,435
21	岐阜県	30,621
22	静岡県	43,900
23	愛知県	111,525
24	三重県	25,155
25	滋賀県	12,212
全国計		1,776,465

事業者（所在地）

No	都道府県	事業者登録数	
			(一人親方除く)
1	北海道	12,331	9,214
2	青森県	2,149	1,719
3	岩手県	2,120	1,583
4	宮城県	6,159	4,626
5	秋田県	1,449	1,203
6	山形県	1,630	1,225
7	福島県	4,418	3,668
8	茨城県	6,068	4,270
9	栃木県	4,221	2,873
10	群馬県	4,222	2,877
11	埼玉県	20,244	12,038
12	千葉県	14,369	9,343
13	東京都	34,248	21,236
14	神奈川県	22,874	13,955
15	新潟県	3,367	2,725
16	富山県	2,298	1,714
17	石川県	3,155	1,955
18	福井県	1,917	1,416
19	山梨県	1,700	1,219
20	長野県	4,010	2,752
21	岐阜県	5,381	3,537
22	静岡県	8,542	5,435
23	愛知県	22,102	13,251
24	三重県	4,948	3,240
25	滋賀県	2,346	1,495
全国計		306,771	199,895

出典：建設業振興基金（2025年12月末 技能者・事業者登録状況（都道府県別））

職種別技能者のCCUS登録状況(2025年12月末)

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数	うち 女性
01 特殊作業員	94,695	1,269
02 普通作業員	233,679	5,369
03 軽作業員	6,842	965
04 造園工	15,364	917
05 法面工	8,866	79
06 とび工	169,170	1,002
07 石工	4,050	65
08 ブロック工	1,957	21
09 電工	152,729	2,621
10 鉄筋工	55,940	469
11 鉄骨工	17,788	131
12 塗装工	42,616	1,326
13 溶接工	20,284	131
14 運転手(特殊)	66,679	705
15 運転手(一般)	21,269	1,013
16 潜かん工	427	3
17 潜かん工世話役	66	0
18 さく岩工	98	0
19 トンネル特殊工	3,310	3
20 トンネル作業員	5,364	16
21 トンネル世話役	846	4
22 橋りょう特殊工	4,592	34
23 橋りょう塗装工	1,756	16
24 橋りょう世話役	2,224	46
25 土木一般世話役	31,269	651
26 高級船員	1,728	3
27 普通船員	3,036	12

※赤字は上位10職種

CCUSに登録される職種 (大分類)	技能者数	うち 女性
28 潜水士	2,453	29
29 潜水連絡員	159	2
30 潜水送気員	509	9
31 山林砂防工	48	0
32 軌道工	4,432	15
33 型わく工	77,020	715
34 大工	26,119	238
35 左官	28,993	588
36 配管工	95,304	1,192
37 はつり工	8,222	60
38 防水工	36,776	682
39 板金工	24,270	298
40 タイル工	7,023	107
41 サッシ工	6,032	64
42 屋根ふき工	2,990	27
43 内装工	79,950	2,235
44 ガラス工	6,353	74
45 建具工	15,018	220
46 ダクト工	16,313	242
47 保温工	17,969	333
48 建築ブロック工	6,278	57
49 設備機械工	27,478	283
50 交通誘導警備員A	1,584	86
51 交通誘導警備員B	2,790	204
52～ その他計	1,806,124	41,836
技能者総数	3,266,851	66,467

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	412,320
大工	294,490
配管工	202,640
塗装工	131,030
とび職	109,330
機械等操作	70,690
左官	59,750
板金工	42,330
型枠大工	40,610
鉄筋工	28,700
ブロック積・タイル張工	23,980
溶接工	21,510
屋根ふき工	16,670
造園師・植木職	16,050
鉄骨工・橋梁工	22,600
運搬従事者・運転手	13,420
石工	4,690
交通誘導員、警備員	3,740
その他技能者	1,016,730

* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2025年12月末技能者登録数）

令和2(2020)年度国勢調査より

国土交通省調べ

公共工事におけるCCUS活用の促進

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
 事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

※赤字は令和6年度実績

【土木工事】(青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
 (義務化: **42件**、WTO対象工事)
 (活用推奨: **61件**、Bランク以上)

▶一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
 ▶これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
 ▶カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある46都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**
 (活用推奨: **938件**、Cランク工事)

- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
 環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
 (全国で**72件**)

【港湾・空港工事】

- CCUS活用モデル工事
 (全国で**242件**)

地方公共団体

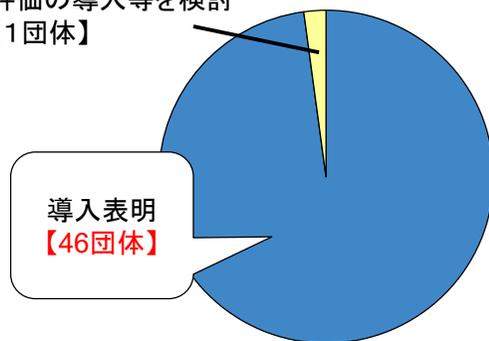
国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

※赤字は令和7年6月1日時点

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、残りの県も検討を表明

評価の導入等を検討
 【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **90以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

※赤字は令和6年度実績

- UR都市機構
 活用推奨モデル工事 [R3~] (**18件**)
- 鉄道・運輸機構
 活用推奨モデル工事[R3~] (**12件**)
 義務化モデル工事[R3~]
- 首都高速道路
 活用推奨モデル工事 [R3~] (**55件**)
- 阪神高速道路
 義務化モデル工事 [R3~] (**2件**)
 活用推奨モデル工事[R3~] (**22件**)
- NEXCO西日本
 義務化モデル工事[R3~]、
 入札参加資格[R5~]、総合評価[R6~]
- 水資源機構
 義務化モデル工事[R3~]
- NEXCO東日本
 義務化モデル工事[R3~]

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**46都道府県**で実施予定。
- 都道府県発注工事は、**46都道府県**で企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事は、**20団体**で企業評価の導入等を表明

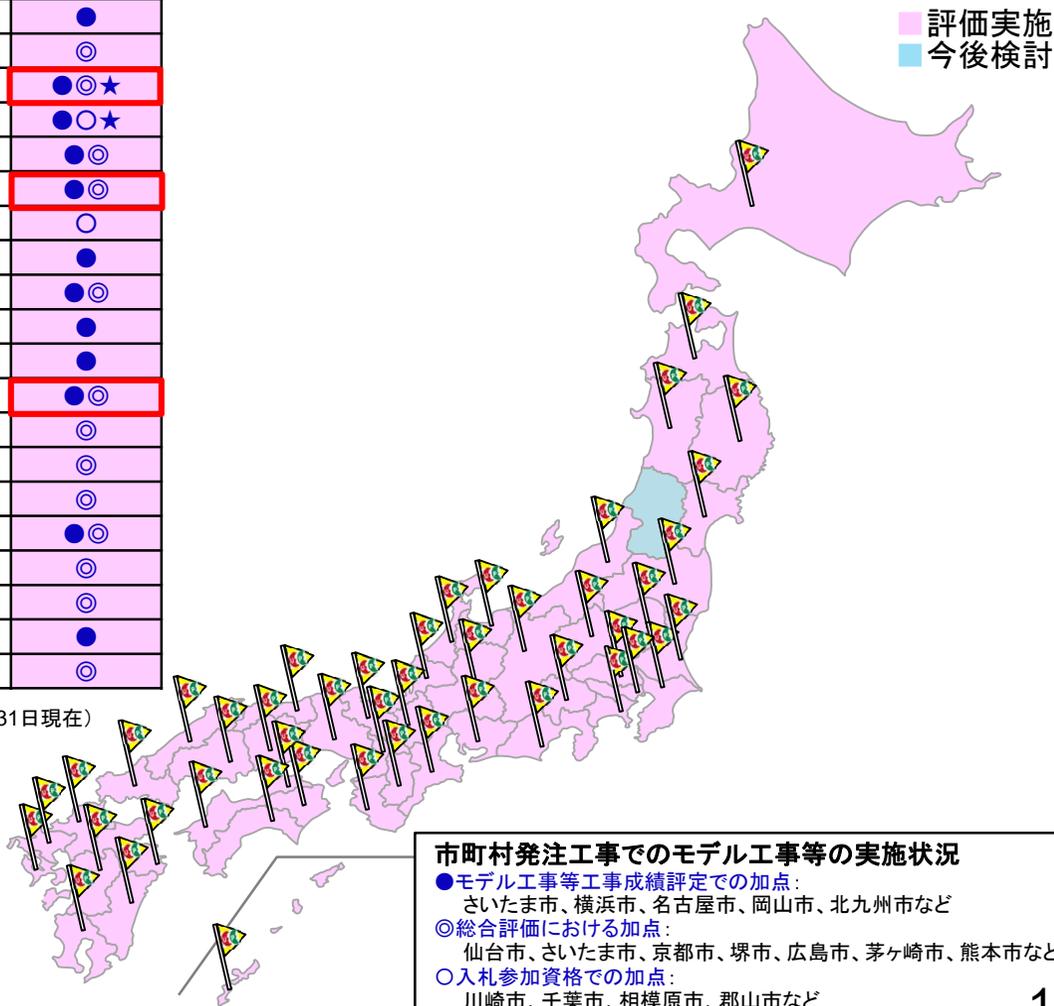
※モデル工事の工事成績評定での加点(27都道府県)、総合評価における加点(23府県)、入札参加資格における加点(18県)、カードリーダー等費用補助(26道県)

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	指定都市名	指定都市工事での評価
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎	札幌市	●
青森県		★	京都府	●	●◎	仙台市	◎
岩手県	●	●◎★	大阪府	●	◎	さいたま市	●◎★
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎○	千葉市	●○★
秋田県	●	◎○	奈良県	●	◎	横浜市	●◎
山形県	●	△	和歌山県	●	○	川崎市	●◎
福島県	●	●◎★	鳥取県	●	◎★	相模原市	○
茨城県	●	●★	島根県	●	●◎★	新潟市	●
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●	静岡市	●◎
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎○★	浜松市	●
埼玉県	●	●◎○★	山口県	●	●	名古屋市	●
千葉県	●	●○★	徳島県	●	●○★	京都市	●◎
東京都	●	●	香川県	●	◎★	大阪市	◎
神奈川県	●	●◎★	愛媛県	●	●★	堺市	◎
新潟県	●	○	高知県	●	◎○	神戸市	◎
富山県	●	★	福岡県	●	★	岡山市	●◎
石川県	●	○	佐賀県	●	★	広島市	◎
福井県	●	●○	長崎県	●	◎	北九州市	◎
山梨県	●	●★	熊本県	●	★	福岡市	●
長野県	●	◎○★	大分県	●	★	熊本市	◎
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●○★		
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎		
愛知県	●	●○	沖縄県	●	●○		
三重県	●	●★					

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

指定都市名	指定都市工事での評価
札幌市	●
仙台市	◎
さいたま市	●◎★
千葉市	●○★
横浜市	●◎
川崎市	●◎
相模原市	○
新潟市	●
静岡市	●◎
浜松市	●
名古屋市	●
京都市	●◎
大阪市	◎
堺市	◎
神戸市	◎
岡山市	●◎
広島市	◎
北九州市	◎
福岡市	●
熊本市	◎

(令和7年12月31日現在)



<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- ※カードリーダー等の費用は発注者が負担 ※北海道は0.5億~2.5億円
- ※赤枠は令和7年4月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事成績評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中
- ※赤枠は令和7年4月以降に導入が表明されたもの

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

- モデル工事等工事成績評定での加点: さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、さいたま市、京都市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点: 川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**46都道府県**で実施予定
- 都道府県発注工事：**46団体**が企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事：**20団体**で企業評価の導入等を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●
青森県					●
岩手県	●	●	●		●
宮城県	●		●		●
秋田県	●		●	●	
山形県	●				
福島県	●	●	●		●
茨城県	●	●			●
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●	●	●	●
千葉県	●	●		●	●
東京都	●	●			
神奈川県	●	●	●		●
新潟県	●			●	
富山県	●				●
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●	●			●
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●		●	●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●	●		●	
三重県	●	●			●

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●		●		
和歌山県	●			●	
鳥取県	●		●		●
島根県	●	●	●		●
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●	●	●
山口県	●	●			
徳島県	●	●		●	●
香川県	●		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	●		●	●	
福岡県	●				●
佐賀県	●				●
長崎県	●		●		
熊本県	●				●
大分県	●				●
宮崎県	●	●		●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●		●	

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市	●			
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●	●		
相模原市			●	
新潟市	●			
静岡市	●	●		
浜松市	●			
名古屋市	●			
京都市	●	●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市	●			
熊本市		●		

(令和7年12月31日現在)

<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中
 ※北海道は0.5億～2.5億円
 国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>
 ● 導入済
 ○ 導入予定

 令和7年4月以降表明

市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事实施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上の上乗履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

- 福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
- 三重県津市(人口:27.5万人)
- 東京都調布市(人口:24.3万人)
- 埼玉県行田市(人口:7.9万人)
- 岩手県大船渡市(人口:3.5万人)
- 鹿児島県南さつま市(人口:3.3万人) 計7自治体

工事成績評定加点

※モデル工事除く

- 愛知県岡崎市(中核市、人口:38.4万人)
- 愛知県一宮市(中核市、人口:38.0万人)
- 三重県津市(人口:27.5万人)
- 静岡県袋井市(人口:8.5万人)
- 三重県名張市(人口:7.4万人) 等 計18自治体

総合評価加点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

- 東京都世田谷区(人口:94.4万人)
- 東京都千代田区(人口:6.6万人) 等4区
- 東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)
- 愛知県豊田市(中核市、人口:42.2万人)
- 広島県呉市(中核市、人口:21.4万人) 等12市
- 三重県四日市市(人口:30.5万人)
- 静岡県富士市(人口:24.5万人)
- 愛知県豊川市(人口:18.4万人)
- 三重県松阪市(人口:15.9万人)
- 静岡県富士宮市(人口:12.8万人)
- 静岡県掛川市(人口:11.4万人)
- 静岡県島田市(人口:9.3万人)
- 静岡県袋井市(人口:8.5万人) 等43市町
- 静岡県伊東市(人口:6.2万人)
- 静岡県湖西市(人口:5.8万人) 計59自治体

経費補助

- 福島県福島市(中核市、人口:28.3万人)
- 島根県出雲市(人口:17.3万人)
- 茨城県大洗町(人口:1.6万人) 等 計5自治体

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

- 千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)
- 福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
- 福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
- 広島県東広島市(人口:19.7万人)
- 兵庫県たつの市(人口:7.4万人)
- 宮崎県日向市(人口:6.0万人)
- 岩手県遠野市(人口:2.5万人)
- 山形県村山市(人口:2.3万人) 等16市
- 和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
- 福岡県大刀洗町(人口:1.6万人)
- 栃木県芳賀町(人口:1.5万人)
- 北海道豊富町(人口:0.4万人)
- 福島県金山町(人口:0.2万人) 等10町
- 福島県川内村(人口:0.2万人) 計29自治体

(令和7年6月1日時点 国土交通省調べ)

○地方公共団体における入札契約適正化の取組について、「見える化」や「入契カルテ」といった取組状況を
一覧できるポータルサイト「入契適正化マップ」を開設

○本サイトの普及・展開により、各団体の自発的な改善の促進や業界団体との意見交換の活性化を後押し
<サイトURL> <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/nyukei-portal/> <QRコード>



日本地図から、取組状況を確認したい
都道府県をクリックする。



「各制度の取組状況」をクリックし、閲覧したい取組を選択する。

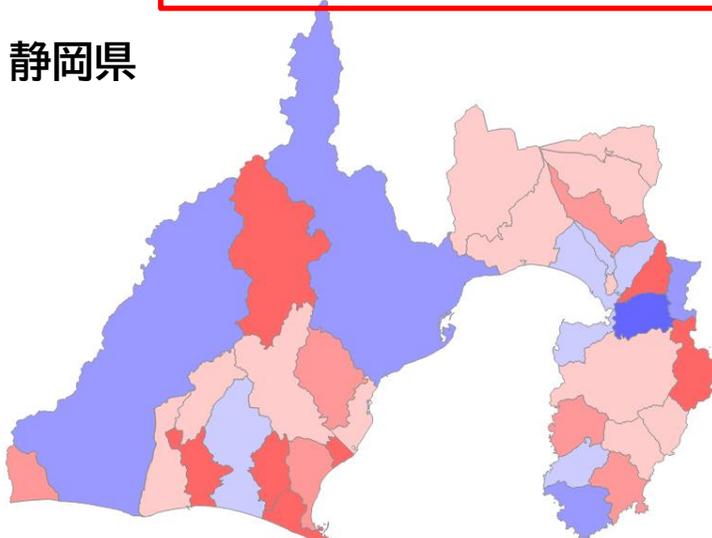
各制度の取組状況

施工時期の平準化

- 施工時期の平準化
- 連休2日工事の実施
- ダンピング対策【工事】 (最低制限価格制度での最低制限価格の算定式の設定水準)
- ダンピング対策【工事】 (低入札価格調査制度での調査基準価格の算定式の設定水準)
- ダンピング対策【業務】 (最低制限価格又は低入札価格調査の制度導入状況)
- 義務付け事項の実施

凡例

静岡県



区分	状況
0.8以上	0.8以上
0.7以上~0.8未満	0.7以上~0.8未満
0.6以上~0.7未満	0.6以上~0.7未満
0.5以上~0.6未満	0.5以上~0.6未満
0.4以上~0.5未満	0.4以上~0.5未満
~0.4未満	~0.4未満

詳細資料ダウンロード

詳細情報をまとめた資料
をダウンロード可能

「市区町村リスト (入契カルテ)」をクリックすると、
各市町村の入契カルテを閲覧することができる。

市区町村リスト (入契カルテ)

静岡県	静岡市	浜松市
沼津市	熱海市	三島市
富士宮市	伊東市	島田市
富士市	磐田市	焼津市

入契カルテ (サンプルを一部抜粋)

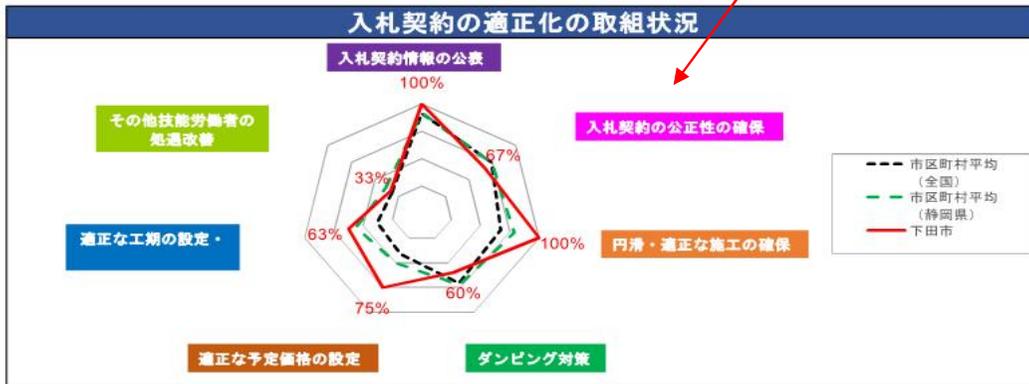
入契カルテ

入札契約適正化の取組状況を数値化したグラフ

団体名: ●●県●●市

人口、面積、土木部門職員数等の基礎情報

基礎情報	
● 人口 (令和2年10月1日時点)	20,183 人
● 行政面積	104.4 km ²
● 普通建設事業費 (令和3年度実績)	1,577,375 千円
(うち単独事業費)	1,082,261 千円
● 土木部門職員数 (令和4年4月1日時点)	17 人
(うち土木)	7 人
(うち建築)	1 人
● 工事契約件数 (令和4年度実績)	55 件
● 工事契約金額 (令和4年度実績)	1,274,005 千円
● 平均落札率 (令和4年度実績)	96.8 %
● 平準化率 (令和4年度実績)	0.44



表の見方

◎: 入契法※に基づく義務付け事項 ○: 適正化指針※に定められている取り組むべき事項 (努力義務) -: 法令・適正化指針には定めがない事項

◎': 自治法・自治法施行令の規定上禁止されている事項

「取組状況」の色分けは、以下のとおり。

- : 法令や適正化指針で求められている基準を満たしているもの
- : 法令に違反しているもの
- : 適正化指針で求められている基準を満たしていないもの
- : 法令や適正化指針には定めがないもの
- : 制度未導入等による対象外のもの

※「取組状況」の右横の数字は、基準を満たしている数 (水色) / 項目数であり、「法令・適正化指針には定めがないもの (白色)」及び「制度未導入等による対象外のもの (灰色)」は分母 (項目数) から除く。

※「入契法」= 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、「適正化指針」= 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

入札契約制度に関する取組状況について、法令や適正化指針で求められている基準を満たしているかの判別 ※法定福利費を内訳明示させる取組状況なども確認できます。

入札契約方式	取組状況 (2/4)
<input type="radio"/> 一般競争入札	実施

ダンピング対策	取組状況 (9/15)
<input type="radio"/> 入札金額の内訳書	

<input type="radio"/> 設計変更ガイドライン等の策定	準用
- 前金払	実施
- 中間前金払	実施
<input type="radio"/> スライド条項の運用基準: 単品スライド	策定
<input type="radio"/> スライド条項の運用基準: 単品インフレスライド	策定

その他技能労働者の処遇改善	取組状況 (1/3)
<input type="radio"/> 建設キャリアアップシステムの利用推進策	未実施
社会保険等未加入業者の排除	
<input type="radio"/> 元請からの排除	実施
<input type="radio"/> 下請からの排除	全工事で1次から排除

◆建設キャリアアップシステムポータルサイト

CCUSの概要や取組、関係資料を掲載している国土交通省のWEBサイトです。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000033.html)



◆第三次・担い手3法ポータルサイト

第三次・担い手3法について、改正概要や各種関連情報を掲載している国土交通省のWEBサイトです。

(<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



◆労務費に関する基準ポータルサイト

労務費に関する基準の本文をはじめ、労務費の基準値、その他関連する施策を掲載している国土交通省のWEBサイトです。

(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)



◆建設業法令遵守ポータルサイト

「建設業法の違反事例」、「建設業許可の要件等・申請先」、「建設業法違反に係るよくあるご質問」などを集約した国土交通省のWEBサイトです。

(<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo>)



◆「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

物流効率化法に関わる「特定事業者」の努力義務や一定規模以上の特定事業者に課せられる事項等を掲載している国土交通省のWEBサイトです。

※建設業者が特定事業者になる場合があります。

(<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>)



- 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会は、代表組織による協議会（事務局：本省建設振興課）と各整備局単位による地方ブロックの協議会（事務局：建政部建設産業課）があります。
- それぞれの過去の資料等は以下を参照してください。

◆建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(国土交通本省HP)

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000064.html)



◆建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会
(中部地方整備局HP)

(https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/03_ccuskyougikai.html)

